

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目次
昭和二十七年年度にかかる県立図書館外二箇所の定期監査結果

監査公告

監査公告第九十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年年度にかかる県立図書館及び科学館の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
角 加 木	藤 南 貞 治
田 藤 定 治	健太郎

監査執行箇所	執行年月日
県立米子図書館	昭和二十八年四月十五日
県立鳥取図書館	四月二十七日
県立鳥取科学館	〃
米子図書館	昭和二十八年四月十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 当館は鳥取図書館米子分館として昭和二十三年五月米子医大の中に開館され、昭和二十五年六月米子博美術館に移転、地元民の熱望により其の後昭和二十六年十月本館に昇格現在に至っている。なお館長以下九名で一般公開、遠隔地の貸出文庫等実施し運営は概ね順調と認められた。

二 図書館法の精神に則つて文化の興隆に努力しておるが、当館図書は二五、七九二冊中米子市委託図書が一二、五六五冊あり日野分館に於ても七、五九六冊中日野高校委託分四、三一六冊あり、委託図書は殆ど古典、その他文献図書が多く、又八割程度貸出用になつており

一般來館者の選択に事欠くこともあるようである。西部の独立館であり図書、資料共に拡充整備が緊要と認めらる。

三 本館は閉架式より開架式にし開館と閉館を一時間繰り下げ又半休の交代制、夏季夜間開館、児童図書の貸出年末年始の長期貸出等相当努力し漸次利用者の増加をはかつていくが、二十七年年度利用状況は二五、八五九名で一日平均百名程度である。位置、内容施設等不十分ではあるが今後利用者の啓蒙に一層考究留意が望まらる。

四 館内での利用者の少い一つの理由は、当所の狹隘が指摘される。即ち書庫を持たないため廊下その他に開架している状況である。又自転車置場がないため降雨の場台は玄関その他に置き不便している。書庫並びに自転車置場は是非必要につき至急予算措置を講じ利用者の便を図らる。

五 蔵書の曝書期間については「県立図書館々則」により秋季の間およそ十日間となつていくが季節的に見て

最も來館者の多い読書時期であり、この期間に十日間も閉館することは利用者にとって不便をかけることになり不合理と思われる。尙現在は薬剤による消毒であるため期節にはあまり拘泥する必要もないようである。何れにしても館則を変更することが妥当と認めらる。

六 総理事務は概ね適正に処理しているが今後左の点に留意されたい。
① 図書館使用料の調定が使用后相当遅延している。使用日迄に調定すべきである。
② 使用料の未収が一、二〇〇円ある。早急整理されたい。

③ 図書館協議会委員の県外出張に際し所長のみを決裁で教育長の承認を得ていない。

鳥取図書館 昭和二十七年九月二十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一 昭和二十七年年度本館利用者は延十万五千四百十三名

(閲覧者のみ) 一日平均三九八名となり昨年度三百五十八人に比し相当増加していることは洵に結構である。館内にて各種展示会等の場合は更に利用者が多く千名を数えることも珍らしくないようであり館長以下職員は協力し文化振興に努め円滑に運営しているものと認めらる。

二 図書館法により図書資料のしゆう集、整理、保存をなし広く一般大衆の利用に供し教養、調査研究に資することとなつており本館は一応整備しているが倉吉、八頭、気高等各分館は不完備のため使命達成には未だの感がある。しかし県財政の現状から見れば早急に拡充強化をはかることは困難と思うので、各分館に対し貸与する等本館、分館を通じての運営に一層の考究努力を望む。

三 図書の閲覧貸出の増加によつて汚染、損傷が多く整理製本に一名が従事しているが閲覧者の自覚と注意である程度防止出来ることであり、利用者に対する啓蒙が肝要と認めらる。尙保健衛生の上からも閲覧室に石鹼

水、消毒水を備え付けることも一策と考へるので考慮されたい。

四 昭和二十七年四月気高分館の設置により八頭、気高、東伯と各郡に設置された訳であるが、各分館とも広範囲な担当で而も閲覧は一部に偏している。従つて運営面に対し昨年監査に要望した如く巡回、交換、貸付等移動によらなければ所期使命達成は不可能である。幸い気高分館は町村の協力により自動車文庫を設置したことは大きな飛躍であり地方文化の向上発展に寄与するものと認めらる。

五 火災予防に関しては火取縮責任者を定め措置しているが防火施設が全くない。貴重資料が相当あるので特に考究を望む。又各分館は総べて木造建築につき此れ又対策を望む。

六 経理事務の処理は適正と認めたが左の点に留意されたい。

(1) 図書館使用料は前納規定となつていくが、三、八二五円の未収額がある。早期整理を望む。

- (2) 図書館使用料中全免が四二、一〇〇円あり館長としては全免を廃して、講堂の破損箇所修理其他整備費に当てたい意向もあるので研究されたい。
- (3) 昭和二十五年年度よりの未収金が六、二〇〇円あるが至急整理すべきである。
- (4) 女子職員の超過勤務については労働基準法に定められた範囲に於て命令すべきであるが遺憾なものがあつた。

科学館 昭和二十八年四月二十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

監査概況

一本館は、博物館法の規定に基き、昭和二十七年四月文部省より博物館として指定を受けているが、中国地区においては山口県と本県の二県であり、運営なり活動が現博物館法の趣旨に合致せることが認められたもので、今後の運営に当り特に指定に恥じざるよう努力

を要望致したい。

- 二 各種資料及び資料しゅう集を目的とし、毎年テーマを以て常設展示、臨時展示並びに民衆と直結した科学知識の普及に努力しているが、左の点に隘路がありその効率を最高度に發揚することが困難のようであるので、主管課の考究対策を望む。
- (1) 科学博物館的存在にある当館の位置が不適確なること。

(2) 施設が狭隘のため常設展示が期間的に制約され従つて経費が倍加すると共に展示品を死蔵せしむる結果となること。

(3) 運営経費過少に伴い活動が束縛されること。

三 常設展示として電気科学展を開催すると共に、テレビジョンの普及に当り職員を中央に派遣し技術を修得せしめており、また移動科学展として米子市において天文、動植物、地下資源の各種資料を展示し好評を博しているが、未だ県民全般に亘り科学館の機構内容の普及が徹底しておらず、利用者も特定なものに限られ

ているよう思考するので、一層の普及啓蒙が緊要と認む。

四 本館における指導研究は物理、電気、化学、生物、地学の五部門を持つておるので、指導研究室を一般に開放し自由に実験、実習、研究することが必要である。しかるに現状としては第二項にも述べた如く施設が狭隘なるため研究者の收容能力なく指導研究が困難である。電気、化学を除いては展示室の一隅を間仕切り使用している状態であり、指導研究諸資料、資料等を配置すれば身動きができないので、根本的に考究すべきであらう。

五 本館の指導面として八頭郡(社、用ヶ瀬、散岐、大御門、隼、河原)において上水道ホンプの展示をなし、また岩美郡、気高郡において町村主催の文化祭、農民祭、学校祭等を利用し科学館所有の資料を出品してゐる。なお理科に興味を持つ学校生徒に対し科学夏期学校を大山、網代、青谷の三会場で開催する等科学に対する知識の普及指導に努力していることは結構と認め

た。今後このようなことは計画的に機会をつくり一層助長せしむるよう望む。

六 経理その他事務の処理状況は概ね良好であつたが、左記事項につき注意すべきである。

- (1) 原材料費を以つてラジオ部品を購入し研究指導課程においてラジオを作製し売却しているが、申込買受等意思表示せしむることが必要である。
- (2) 四二PP九球アンブ一式を倉吉公共職業補導所に売却しているがこれが代金二万三千円未納となつているので早急に整理すること。

